

第112号議案

府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 16 日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

特定任期付職員の給料、期末手当及び勤勉手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第4条 省 略		第4条 省 略	
1	給料月額 <u>397,700円</u>	1	給料月額 <u>383,500円</u>
2	給料月額 <u>448,200円</u>	2	給料月額 <u>432,200円</u>
3	給料月額 <u>501,600円</u>	3	給料月額 <u>483,700円</u>
4	給料月額 <u>571,900円</u>	4	給料月額 <u>551,500円</u>
5	給料月額 <u>649,300円</u>	5	給料月額 <u>626,100円</u>
6	給料月額 <u>738,800円</u>	6	給料月額 <u>712,400円</u>
7	給料月額 <u>811,000円</u>	7	給料月額 <u>789,000円</u>
2	省 略	2	省 略
(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)		(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)	

第5条 特定期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第16条の2第1項、第19条第2項及び第5項並びに第20条第2項の規定の適用については、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の80」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の82.5」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」と、同条例第20条第2項中「総額は、前項の職員」とあるのは「、前項の職員のうちの特定任期付職員以外の職員及び特定任期付職員ごとの総額は、当該特定任期付職員以外の職員にあつては当該職員」と、「総額を」とあるのは「総額、当該特定任期付職員にあつては当該特定任期付職員の勤勉手当算定基礎額に

第5条 特定期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第16条の2第1項、第19条第2項及び第5項並びに第20条第2項の規定の適用については、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の80」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の82.5」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」と、同条例第20条第2項中「総額は、前項の職員」とあるのは「、前項の職員のうちの特定任期付職員以外の職員及び特定任期付職員ごとの総額は、当該特定任期付職員以外の職員にあつては当該職員」と、「総額を」とあるのは「総額、当該特定任期付職員にあつては当該特定任期付職員の勤勉手当算定基礎額に

付職員にあつては当該特定任期付職員の勤勉手当算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の112.5、
12月に支給する場合においては100分の115を乗じて
得た額の総額を」とする。

100分の112.5を乗じて得た額の総額を」とする。

第2条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用) 第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第16条の2第1項、第19条第2項及び第5項並びに第20条第2項の規定の適用については、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条に	(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用) 第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第16条の2第1項、第19条第2項及び第5項並びに第20条第2項の規定の適用については、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条に

おいてこれらを「管理職員」という。)が」と、同条例第19条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の81.25」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」と、同条例第20条第2項中「総額は、前項の職員」とあるのは「、前項の職員のうちの特定任期付職員以外の職員及び特定任期付職員ごとの総額は、当該特定任期付職員以外の職員にあつては当該職員」と、「総額を」とあるのは「総額、当該特定任期付職員にあつては当該特定任期付職員の勤勉手当算定基礎額に100分の113.75を乗じて得た額の総額を」とする。

おいてこれらを「管理職員」という。)が」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の80」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の82.5」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」と、同条例第20条第2項中「総額は、前項の職員」とあるのは「、前項の職員のうちの特定任期付職員以外の職員及び特定任期付職員ごとの総額は、当該特定任期付職員以外の職員にあつては当該職員」と、「総額を」とあるのは「総額、当該特定任期付職員にあつては当該特定任期付職員の勤勉手当算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額の総額を」とする。

付 則

(施行期日等)

- この条例中第1条並びに次項及び付則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 第1条の規定による改正前の府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和7年4月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。